

第4号様式（第13条・第14条・第15条関係）  
（第1面）

# 駐車場地域ルール適用申請書

年 月 日

(宛先) 銀座駐車場協議会  
代表 齋藤 充 様

上記のとおり記入し、運用組織宛てに提出してください。

事業者 住所  
又は所有者

法人の場合、会社名及び代表者名を記入してください。

氏名

(担当者) 氏名  
電話

この手続きの問い合わせ等にご対応いただける担当者及び連絡先を記入してください。

中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱より、

第13条第1項  
第14条第1項  
第15条において読み替えて準用する第13条第1項  
第15条において読み替えて準用する第14条第1項  
の規定に

下記のとおり地域ルールの適用を申請します。

記

- ①新築で駐車施設の台数を低減する場合： 第13条第1項
- ②新築で駐車施設を隔地に設置する場合： 第14条第1項
- ③既存建築物で駐車施設の台数を低減する場合：  
第15条において読み替えて準用する第13条第1項
- ④既存建築物で駐車施設を隔地に設置する場合：  
第15条において読み替えて準用する第14条第1項
- ①②又は③④の両方に該当する場合は両方を丸で囲んでください。

建築物の名称			
建築物の所在地		(地名地番) 中央区 銀座 丁目 番地	
		(住居表示) 中央区 銀座 丁目 番 号	
建築物の区分	参加建築物 ・ 集約建築物	種 別	新築・増築・
建築物の用途			
敷地面積		大規模開発事業	<input type="checkbox"/> 該当 ・ <input type="checkbox"/> 非該当
延べ面積		申請部分 (A)	申請部分以外の部分 (B)
特定用途	百貨店その他の店舗 (物販系)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	事務所	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	倉庫	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	その他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
用途非特定	共同住宅	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	その他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
小 計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
駐車の用に供する面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
合 計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
駐車施設		条例による 附置義務台数	地域ルール により整備 すべき台数
		実附置台数	
			自走式
			機械式
台 数	小型車対応	㊸ 台	㊹ 台
	普通車対応	台	台
	障害者対応	台	台
	荷さばき対応	台	台
合 計		台	台
低減台数		台	隔地駐車施設台数
備 考			

住居表示が確定していない場合は街区番号まで記入してください。

建築基準法上の建築物の用途区分に基づき記入してください。

敷地面積 3000 m<sup>2</sup>以上又は都市開発諸制度等を活用する事業の場合該当します。

増築、用途変更の場合に既存部分の面積を記入してください。

第2面上段に計算式を記載し算出した台数を記入してください。台

第2面下段に計算式を記載し算出した台数を記入してください。台

開発建築物の敷地内に実際に附置する台数を記入してください。台

(注) 本様式は、正副2部提出してください

㊸の合計台数と㊹の合計台数の差と一致していることを確認してください。

㊹の合計台数と㊺の合計台数の差と一致していることを確認してください。

都条例による附置義務台数の計算

延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>  
・事務所 1,500 m<sup>2</sup>  
・物販店舗 1,000 m<sup>2</sup>  
・サービス店舗 500 m<sup>2</sup>  
の場合

<計算例 (参加建築物) >

1. 附置義務台数算定

$$1,500 \text{ m}^2 / 300 \text{ m}^2 + 1,000 \text{ m}^2 / 250 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 / 300 \text{ m}^2 = 10.67$$

(激変緩和係数算定)

$$1 - (1,500 \times (6,000 - 3,000)) / (6,000 \times (1,500 + 1,000 + 500 \times 3/4) - 1,500 \times 3,000) \\ = 0.647059$$

$$10.67 \times 0.647059 = 6.91 \rightarrow 7 \text{ 台}$$

2. 荷さばき駐車施設台数算定

$$1,500 \text{ m}^2 / 5,500 \text{ m}^2 + 1,000 \text{ m}^2 / 2,500 \text{ m}^2 = 0.67$$

$$0.67 \times \text{激変緩和係数 } 0.5 = 0.34 \rightarrow 1 \text{ 台 (1.附置義務台数算定 の内数とする)}$$

3. 普通車用車室台数算定

$$7 \times 0.3 = 2.1 \rightarrow 3 \text{ 台}$$

$$3 \text{ 台} - 1 \text{ 台 (障害者用)} - 1 \text{ 台 (荷さばき用)} = 1 \text{ 台}$$

よって、普通車用車室 1 台 障害者用車室 1 台 小型車用車室 4 台 荷さばき用車室 1 台

地域ルールによる附置すべき台数の計算

<計算例 (参加建築物) >

1. 附置義務台数算定

$$1,500 \text{ m}^2 / 2,560 \text{ m}^2 + 1,000 \text{ m}^2 / 470 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 / 990 \text{ m}^2 = 3.22$$

(激変緩和係数算定)

$$1 - (1,500 \times (6,000 - 3,000)) / (6,000 \times (1,500 + 1,000 + 500 \times 3/4) - 1,500 \times 3,000) \\ = 0.647059$$

$$3.22 \times 0.647059 = 2.09 \rightarrow 3 \text{ 台}$$

2. 荷さばき駐車施設台数算定

$$1,500 \text{ m}^2 / 5,500 \text{ m}^2 + 1,000 \text{ m}^2 / 2,500 \text{ m}^2 = 0.67$$

$$0.67 \times \text{激変緩和係数 } 0.5 = 0.34 \rightarrow 1 \text{ 台 (1.附置義務台数算定 の外数とする)}$$

3. 普通車用車室台数算定

$$(3 + 1) \times 0.3 = 1.2 \rightarrow 2 \text{ 台}$$

$$2 \text{ 台} - 1 \text{ 台 (障害者用)} - 1 \text{ 台 (荷さばき用)} = 0 \text{ 台}$$

よって、普通車用車室 0 台 障害者用車室 1 台 小型車用車室 2 台 荷さばき用車室 1 台

都条例による附置義務台数の計算

延べ面積 9,000 m<sup>2</sup>  
〔・事務所 7,000 m<sup>2</sup>  
・物販店舗 2,000 m<sup>2</sup>〕  
の場合

<計算例(集約建築物)>

1. 事務所部分 7,000 m<sup>2</sup> > 6,000 m<sup>2</sup> 特例の適用あり

調整面積の算定

6,000 m<sup>2</sup>までは  $6,000 \text{ m}^2 \times 1 = 6,000 \text{ m}^2$

6,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>以下は  $1,000 \text{ m}^2 \times 0.8 = 800 \text{ m}^2$

$6,000 \text{ m}^2 + 800 \text{ m}^2 = 6,800 \text{ m}^2$

2. 附置義務台数算定  $6,800 \text{ m}^2 / 300 \text{ m}^2 + 2,000 \text{ m}^2 / 250 \text{ m}^2 = 30.67 \rightarrow 31$  台

3. 荷さばき駐車施設台数算定

$6,800 \text{ m}^2 / 5,500 \text{ m}^2 + 2,000 \text{ m}^2 / 2,500 \text{ m}^2 = 2.04 \rightarrow 3$  台 (2.附置義務台数算定の内数とする)

4. 普通車用車室台数算定

$31 \times 0.3 = 9.3 \rightarrow 10$  台

10 台 - 1 台 (障害者用) - 3 台 (荷さばき用) = 6 台

よって、普通車用車室 6 台 障害者用車室 1 台 小型車用車室 21 台 荷さばき用車室 3 台

地域ルールによる附置すべき台数の計算

<計算例(集約建築物)>

1. 事務所部分 7,000 m<sup>2</sup> > 6,000 m<sup>2</sup> 特例の適用あり

調整面積の算定

6,000 m<sup>2</sup>までは  $6,000 \text{ m}^2 \times 1 = 6,000 \text{ m}^2$

6,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>以下は  $1,000 \text{ m}^2 \times 0.8 = 800 \text{ m}^2$

$6,000 \text{ m}^2 + 800 \text{ m}^2 = 6,800 \text{ m}^2$

2. 附置義務台数算定  $6,800 \text{ m}^2 / 2,560 \text{ m}^2 + 2,000 \text{ m}^2 / 470 \text{ m}^2 = 6.92 \rightarrow 7$  台

集約建築物であるため  $7 \times 1.6 = 11.2 \rightarrow 12$  台 (このうち集約駐車施設 5 台)

3. 荷さばき駐車施設台数算定

$6,800 \text{ m}^2 / 5,500 \text{ m}^2 + 2,000 \text{ m}^2 / 2,500 \text{ m}^2 = 2.04 \rightarrow 3$  台 (2.附置義務台数算定の外数とする)

3 台のうち 2 台は地域ルールに規定の車室サイズ、1 台は都条例に規定の車室サイズとする。

4. 普通車用車室台数算定

$(12 + 3) \times 0.3 = 4.5 \rightarrow 5$  台

5 台 - 1 台 (障害者用) - 3 台 (荷さばき用) = 1 台、集約駐車施設を加えて 6 台

よって、普通車用車室 6 台 障害者用車室 1 台 小型車用車室 5 台 荷さばき用車室 3 台

■参加建築物の場合

隔地駐車施設					
建築物の名称					
建築物の所在	(地名地番) 中央区銀座 丁目 番地				
	(住居表示) 中央区銀座 丁目 番 号				
種別	集約駐車施設・その他 ( )				
管理者	(住所)				
	(氏名)				
	(電話)				
契約形態	自家用・賃貸借契約・その他 ( )				
確保台数	小型車両対応	普通車対応	障害者対応	荷さばき対応	合計
	台	台	台	台	台

隔地に確保する駐車施設の管理者(貸主)の情報を記入してください。

地域ルールに基づいて隔地に確保する駐車施設の台数を記入してください。

- (注) 1 隔地駐車施設の確保が確認できる書類(契約書、覚書等の写し)を添付してください。  
2 隔地先が複数となる場合は、隔地先の数だけ第3面を作成してください。

■集約建築物の場合

集約駐車施設					
駐車施設		整備台数 (集約駐車施設のみ)	駐車施設 のある階	既に隔地駐車施設と しての利用を受け入 れている台数 <sup>※1</sup>	受け入れ可能台数
台 数	小型車対応 <sup>※2</sup>	台	階	台	台
	普通車対応	台	階	台	台
	障害者対応	台	階	台	台
	荷さばき対応	台	階	台	台
	合計	台	階	台	台
機 械 装 置 名 称 等		認定番号		特殊装置の分類	
		特殊装置の名称		製作会社名	

敷地内に整備する台数のうち集約駐車施設となる台数を記入してください。

左欄の整備台数のうち既に隔地駐車施設として貸し出している台数を記入してください。

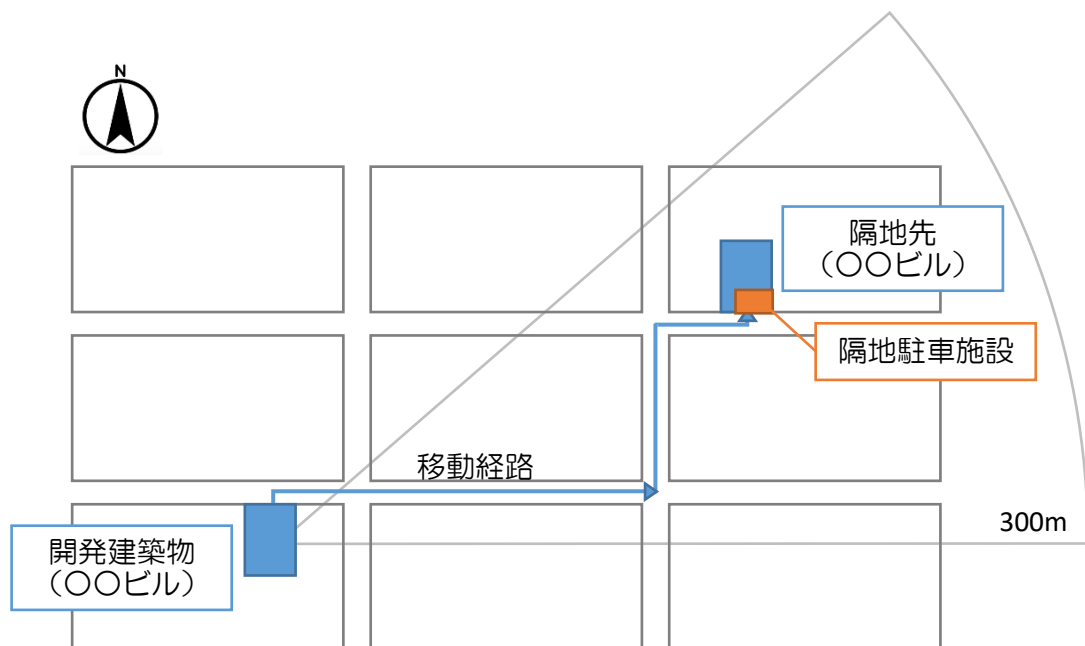
左欄の整備台数のうち隔地駐車施設として貸し出し可能な台数を記入してください。

- ※1 未竣工物件の隔地先として覚書(契約)を交わしている台数を含みます。  
※2 集約駐車施設は、原則普通車対応とし、既存建築物でやむを得ない場合に限り、小型車対応とすることができます。

(第4面)

■参加建築物の場合

隔地駐車施設への案内図（開発建築物からの移動経路、距離、時間等）  
及び建築物の配置図（隔地駐車施設の位置が分かるもの）



移動距離：約 500m

移動時間：約 5 分

交通規制などにより、自動車の移動経路と歩行者の移動経路が異なる場合は、両方の経路を記入してください。  
隔地駐車施設の位置が案内図で表現しづらい場合（大規模建築物の自走式駐車場の一部に隔地駐車施設を確保する場合など）は、別途、隔地先の建築物の配置図（駐車場の入口や隔地駐車施設の区画までの経路が分かるもの）を添付してください。

隔地駐車施設が円滑に利用されるための方策

建築物の利用者へ隔地駐車施設の場所・経路の周知を徹底することなど、円滑な利用が図られるよう実施する方策を記入してください。  
利用者のために隔地駐車施設の場所・経路の案内資料を作成している場合は添付してください。  
既存建築物で既に隔地に駐車施設を確保しており、円滑な利用が図られている場合は、その理由や工夫している点を記入してください。